

# 伊達市行政改革大綱 2011

策定 平成24年2月



平成24年2月  
伊達市行政改革推進本部

# 目 次

はじめに	2
I 基本方針	3
II 計画期間	3
III 推進体制と進行管理	3
IV 改革の具体的な方策	3
1 質の高い行政経営の推進	3
(1) 効果的・効率的な事務事業の推進	3
(2) 行政サービスの向上	4
(3) 民間委託等の推進	4
2 市民の参画と協働の推進	4
3 健全な財政運営の推進	5
4 組織の適正化と人材育成	6

はじめに

本市では、昭和 60 年度から行政改革推進のため「伊達市行政改革大綱」を策定し、その後、国の指針や社会情勢の変化に対応しながら平成 22 年度までの間、庁内が一丸となり市民の皆様の御協力を得ながら精力的に取り組んでまいりました。

この間、税収を始め国からの交付金等が落ち込む中、経費全般の節減を徹底的に行い、事業計画実施の見直しや修正を毎年実施し、その継続的な推進を図り、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を徹底することにより、堅実な財政運営を進めることができました。

『改訂伊達市行政改革大綱 2002』の計画期間（平成 17 年度～平成 22 年度）で終了いたしました集中改革プランは、全 67 項目の実施計画について取り組みを行い、45 項目については改善済みとなっており、20 項目は一部着手済み、または継続実施中であります。これらの取り組みにより財政の健全化が図られております。

また、定員適正化計画（平成 18 年度～平成 22 年度）においても、目標職員数 347 人に対し 335 人と目標数を上回る削減実施となっております。

これらは、職員の意識改革と市民の皆様の御協力により達成できたものと考えております。

しかし、近年、地方分権改革の進展や急速な景気の後退、昨年 3 月に発生した東日本大震災など、社会情勢は劇的に変化しており、これまで以上に厳しい財政運営を強いられる状況となっております。また、今まで以上に深刻さを増している少子高齢化社会に適応し、かつ、市民の視点にたった行政サービスの拡充が求められております。

本市においては、これからの激動の時期を乗り越えていくため、今まで実施してきた行政改革の基本理念を継続し「伊達市行政改革大綱 2011」として見直しを行い、財源の確保、効果的・効率的な行政サービスの提供に取り組んでまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 2 月 20 日

伊達市行政改革本部

本部長（伊達市長） 菊 谷 秀 吉

## I 基本方針

自治運営の基本原則は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げることです。行政改革は、社会情勢の変化や時代に即した行政需要に対応したサービスを提供していくために、行政の責任領域を見直し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性等、事務事業全般にわたりより一層見直しを図り、効果的・効率的な行政運営を進めていくことにあります。そして、日々変化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、経営的な視点に立った行政改革を推進するため、市民と行政との協働関係を重視するとともに、市民の参画を得ながら、より良いまちづくりを目指します。

以上のことを踏まえ、行政改革を計画的に推進するため、次の4項目を基本方針とします。

- 1 質の高い行政経営の推進
- 2 市民の参画と協働の推進
- 3 健全な財政運営の推進
- 4 組織の適正化と人材育成

## II 計画期間

伊達市行政改革大綱2011の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

## III 推進体制と進行管理

伊達市行政改革大綱2011は、伊達市行政改革推進本部が中心となり、市民の代表で構成する伊達市行政改革推進委員会の提言やパブリックコメントを得て策定いたしました。また、大綱を具体的に推進するための実施計画を策定し行政改革に取り組めます。

適正な進行管理を実施するため、伊達市行政改革推進本部及び伊達市行政改革推進委員会において年度ごとに進捗状況を確認し、その結果については議会に報告し、あわせて市広報やホームページを通じて広く市民に公表いたします。

なお、本大綱及び実施計画は、計画期間中においても、社会環境の変化など状況に応じて随時見直しを行います。

## IV 改革の具体的な方策

- 1 質の高い行政経営の推進

### (1) 効果的・効率的な事務事業の推進

多様化する市民ニーズや行政課題を的確に把握し、効果的・効率的な行政運営を確立するため、全ての事務事業について、限られた財源の中で優先度等あらゆる観点からの見直しを実施します。また、行政評価システムを充実させる等、選択と集中による事務事業の改善を図ります。

#### ■実施項目

- ・行政評価システムの導入による効果的、効率的な事務事業の推進
- ・公用車両の効率的な運用
- ・新物産館の設置と管理方法の検討 など

### (2) 行政サービスの向上

行政サービスの提供については、行政目線ではなく市民の視点にたって利用しやすい環境を整え、迅速に対応するなど市民の利便性、満足度の向上に努めます。

市民への情報提供については、広報紙やホームページをより見やすく、必要な情報を素早く検索しやすい改良等を実施し、様々な情報通信手段を活用しながら、市民が広く情報に接することができるよう努めます。

#### ■実施項目

- ・ホームページのリニューアル
- ・広報紙の充実
- ・パスポート関連サービスの実施 など

### (3) 民間委託等の推進

公共施設の管理運営については、民営化・指定管理者・直営・業務委託等がありますが、それぞれの施設の現状や受託側の団体等様々な要因を整理して、事務の効率化、サービスの向上、経費の節減等を図り、かつ、積極的に民間委託を推進します。

#### ■実施項目

- ・市営住宅維持管理の指定管理者制度導入
- ・終末処理場等の管理委託方式変更
- ・給食センター建替え・運営方式の検討 など

## 2 市民の参画と協働の推進

市民の声を市政に反映させやすい環境づくりを行い、市民参加条例に基づき、市民と行政がお互いに協力しあって、より良いまちづくりができる体制づくりを目指します。

#### ■実施項目

- ・市民参加条例に基づくまちづくりの推進
- ・公共施設の方向性の検討

・コミュニティセンター運営管理の見直し など

### 3 健全な財政運営の推進

持続可能な財政運営を維持していくため、歳入については、引き続き市税等の収納率の向上に努め、また、市有財産の有効活用、受益者負担の適正化による財源の確保に積極的に努め、歳出については、事務事業の必要性や内容を十分に検討し、限られた財源の中で、緊急性、重要性、必要性、事業効果等の観点から事業を選択し、経費の削減や予算の厳正な執行に努めます。

#### ア 財政健全化方策

財政試算においては、平成 25 年度から毎年度、財源不足となることが予想され、このままでは財政調整基金などもいずれ底をつくこととなるため、これを回避すべく、諸対策を講じ、財源不足の解消に取り組めます。

#### イ 目標値

(ア) 平成 27 年度における実質単年度収支の均衡を保ちつつ、財政調整基金及び減債基金の累計基金残高を 15 億円以上とします。

(イ) 経常収支比率 85%を目標としつつ、財政 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）は計画期間内全てにおいて健全な数値を維持します。

#### ウ 目標値達成のための前提条件

##### (ア) 自主財源の確保

市税の適正賦課・収納率確保に取り組むとともに、より適正な受益者負担に基づく使用料・手数料の見直しを進めます。

##### (イ) 徹底した歳出の抑制

聖域なく補助金の内容を見直すと共に、施設の維持管理方法等を見直し歳出を抑えます。

##### (ウ) 公債費償還額の逡減

市債の発行(合併特例債の一部を除く)額を当該年度償還額の元金以内に抑制し、将来の公債費償還額の抑制を目指します。

##### (エ) 投資的経費の抑制

新たな補助金や交付税措置の高い地方債の模索など、有効な事業手法により、投資的経費の一般財源分の抑制に努めます。

##### (オ) 特別会計の健全化

医療費の高騰により累積赤字が多くなっている国民健康保険事業特別会計の健全化を図り、一般会計からの繰出金を抑制します。

#### ■実施項目

- ・歳入確保のための使用料・手数料の見直し
- ・歳出抑制のための補助金・特殊勤務手当等の見直し

- ・ 公共施設等の長寿命化計画の策定 など

#### 4 組織の適正化と人材育成

新たな行政課題や市民ニーズに応えられるよう、社会情勢の変化に即応した行政サービスの展開と、簡素で効率的な組織機構の整備を行います。また、市民の信頼に応え、多様化する行政需要に対して的確に対応していくため、適切な人員配置に努めるとともに、計画的かつ効率的な研修を行うことで人材育成の充実を図ります。

##### ■実施項目

- ・ 機能的な組織・機構の検討
- ・ 職員の人材育成の推進
- ・ 人事評価制度の導入